

(整理番号 1843)

香川地方最低賃金審議会  
第3回 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用  
機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	平成30年10月15日 13時24分～15時11分		
出席状況	公益を代表する委員	出席2人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席2人	定数3人
主要議題	1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について (金額審議)		
議事要旨	<p>1. 金額審議について</p> <p>前回の続きとして、金額提示を求めたところ</p> <p>労働者側：第1回提示額 918円(+28円)</p> <p>根拠：現行最賃額と昨年の10人以上規模高卒初任給との差47円の2分の1が+24円。船舶との差13円を3年で縮めると4円。合わせて+28円。</p> <p>使用者側：第1回提示額 914円(+24円)</p> <p>根拠：厳しい状況ではあるが、人手不足の中、賃金を引き上げないと他県に人材が流出する恐れがあることから、+24円。</p> <p>公益側より再考を求めたところ</p> <p>労働者側：第2回提示額 916円(+26円)</p> <p>根拠：船舶との差を縮めるため+26円。</p> <p>労働者側、使用者側共にこれ以上歩み寄る様子がうかがえないが、審議も尽くしており、双方より公益側に一任するとの申出があったので、公益案：+25円 時間額915円を提示したところ、異議なく全会一致、最低賃金審議会令6条5項を適用し、香川労働局長あて答申された。</p>		